

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第8号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年11月18日 10時30分ごろ	
発生場所	長崎県新上五島町若松島南岸 佐尾港北防波堤灯台から真方位307° 3.9海里付近 (概位 北緯32° 52.0′ 東経128° 59.2′)	
事故等調査の経過	平成23年1月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 砂利運搬船 ^{たかすがわ}高洲川丸、629トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 134172、日伸海運株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p>	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約4m、船尾約5mの喫水で若松島南岸の碎石会社専用岸壁に着岸作業中、平成22年11月18日10時30分ごろ、強風に圧流されて船底が浅所に接触した。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風力 5</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>	
その他の事項	船長は、年に4～5回碎石会社専用岸壁へ着岸しており、海図などにより付近の水深や浅所の存在を確認していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、若松島南岸の岸壁で着岸作業中、船長が風を考慮した適切な操船を行わなかったことから、風に圧流されて浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、若松島南岸の岸壁で着岸作業中、船長が風を考慮した適切な操船を行わなかったため、風に圧流されて浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	